

# しんしろし 新城市

せいねんこうけん し えん

## 成年後見支援センター

ひとりじゃない、よりそう人はそばにいる

### せい ど 制 度

- ✿ 成年後見制度についてくわしく知りたい……
- ✿ 成年後見等の申立て手続きがわからない……

### しょう らい 将 来

- ✿ 障がいのある子を見守る親族がいなくなった後が心配……
- ✿ 子供がいないので、今後の財産管理が心配……



- ✿ 訪問販売や悪質商法の被害を受けている……
- ✿ 財産の管理を自分で行うことができない……
- ✿ 年金が本人のために使われていない……

- ✿ 介護サービスや福祉サービスを利用したいが自分で契約できない……
- ✿ サービスを利用しているが、本人の希望が尊重されていない……

### ざい さん 財 産

### けい やく 契 約

こうれい かた しょう かた す な ちいき じぶん あんしん  
高齢の方や障がいのある方が住み慣れた地域で自分らしく安心して  
く 暮らししていくために、成年後見制度の利用をお手伝いします。

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会



# せい ねん こう けん せい ど 成年後見制度とは？



認知症になったり、知的障がいや精神障がいなどのために、自分自身で十分な判断をすることができない方々が、契約行為や財産の管理などをするときには不利益が生じることがないように、ご本人を保護し支援する人を設ける制度です。この支援をしてくれる人を「後見人」と呼びます。

## 成年後見制度の種類と内容

成年後見制度には、**法定後見制度**と**任意後見制度**があります。

### ほうていこうけんせい ど 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方に

ご本人にどの程度の支援が必要であるかを家庭裁判所が判断し、「後見」「保佐」「補助」の中から、ご本人の状態に合った支援を決定します。

	後 見	保 佐	補 助
本人の状態	<b>判断能力がほとんどありません</b> 日常的な買物も自分ではできません。 認知症・知的障がい・精神障がい等により常に判断能力を欠いている方	<b>常に援助が必要です</b> 日常的な買物はできますが、重要な財産行為はできません。 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が著しく不十分な方	<b>援助が必要な場合もあります</b> 重要な財産行為は、誰かに援助してもらう必要があります。 認知症・知的障がい・精神障がい等により判断能力が不十分な方
医師による鑑定	必 要	必 要	不 要
手続きする人(申立て人)	本人・配偶者・四親等内の親族・検察官・市町村長など		
支援する人	成年後見人	保 佐 人	補 助 人
手続きのときの本人の同意	不 要	不 要	必 要
同意権・取消権	支援する人が与えられる権限	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項所定の行為及び申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為(民法13条1項所定の行為の一部)
	本人の同意	不 要	必 要
代理権	支援する人が与えられる権限	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為
	本人の同意	不 要	必 要

#### 同意権・取消権とは

- ご本人が行った商品購入やサービス契約、住宅のリフォーム、保険の契約などの内容を確認し、問題がなければ同意をする権限です。
- 悪質商法による契約など、ご本人が行った「不利益や損失をもたらす取引・契約」などを取り消す権限です。

#### 代理権とは

- 介護サービス、医療、施設入所、金融機関(銀行・保険・証券等)との取引などの契約を、ご本人に代わって行なう法律上の権限です。
- 物品の購入、遺産相続手続き、行政手続きなどを行うことができ、ご本人の預金通帳、不動産、保険、債券などの財産に関する重要な書類を預かって管理し、必要に応じてそれらを処分権限も含まれます。

### にん い こうけんせい ど 任意後見制度

現在は大丈夫ですが、将来の不安に備えたい方に



将来、判断能力が低下したときに備えて、あらかじめご本人が支援してくれる人(任意後見人)や支援してもらう内容を契約により定めておく制度です。

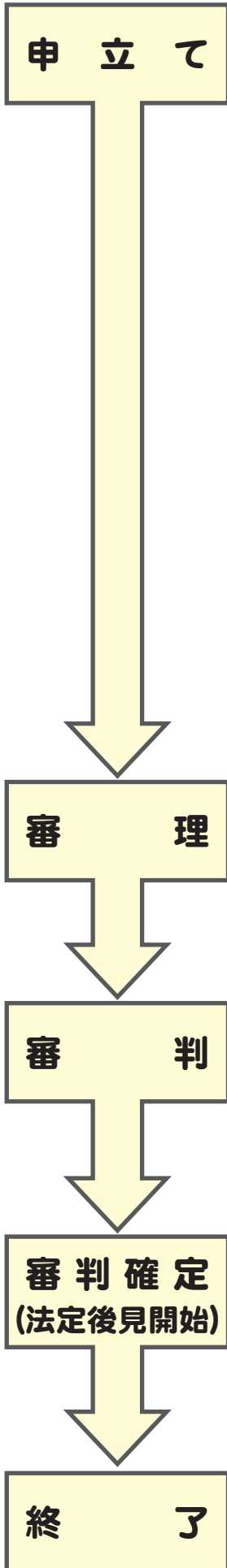
ご本人の判断能力が低下したとき、本人や親族などの申立てにより家庭裁判所で任意後見監督人が選任され、後見業務が開始されます。

任意後見契約は、公証人による公証役場で作成します。  
任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。

お近くの公証役場まで  
お問い合わせください。



法定後見制度



- 申立て人が本人の住所地の家庭裁判所に申立てます。
- 申立てには、申立書の書類や手数料などの費用が必要です。

法定後見制度申立てに必要な書類

- 申立人
- 戸籍謄本・住民票
- 本人
- 申立書
  - 本人に関する照会書
  - 親族関係図
  - 診断書・鑑定連絡票
  - 戸籍謄本・住民票
  - 登記されていないことの証明書
  - 財産の裏付けとなる資料  
(コピーを提出)
  - 収入・支出に関する資料  
(コピーを提出)
- 後見人候補者
- 候補者に関する照会書
  - 戸籍謄本・住民票

法定後見申立てにかかる費用

- 収入印紙・・・800円～2,400円
  - 登記印紙・・・2,600円
  - 郵便切手・・・2,840円～3,880円  
【300円×3枚、80円×10枚、10円×10枚、1,040円×(1～2組)】
  - 診断書……医療機関ごとの所定の金額
  - 鑑定料……5万～10万(必要な場合)
  - その他……戸籍謄本等(所定の金額)
- ※申立て書類作成を専門家に依頼する場合は別途手数料が必要です。



- 申立書類を点検し、申立人から申立ての理由の説明を聞きます。
- 本人に面接して意思の確認をしたり、生活状況などを調査します。親族の方に問い合わせをすることもあります。
- 家庭裁判所は、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行うことがあります。

- 申立てた類型の決定、成年後見人等の選任と内容・範囲が決定されます。
- 場合によっては、成年後見人等の監督人が選任されます。
- 後見人等が審判書を受領してから2週間経過後に審判が確定します。
- 審判の内容は東京法務局に登録されます。(成年後見登記)
- 法定後見人等に支払う報酬は、本人の支払能力に応じて家庭裁判所が決定します。

- 本人と法定後見人に審判結果を通知し、法定後見が開始されます。
- 申立てから審判までは、2～3ヶ月程度が見込まれます。
- 確定後、1ヶ月以内に後見人等は本人の財産目録・年間収支予定表を家庭裁判所に提出します。
- 財産管理や身上監護事務を行い、家庭裁判所へ報告します。

- 家庭裁判所へ本人の死亡の連絡
- 管理している財産の計算
- 相続人への財産の引き渡し



任意後見制度

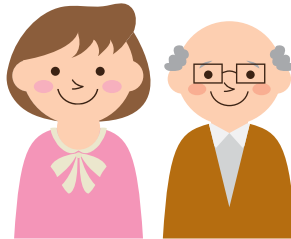
任意後見受任者と  
委任内容の検討

- 将来、判断能力が不十分になったときにどのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいかを考えます。
- 本人と任意後見受任者との話し合いにより、委任する内容を決めます。

任意後見契約

- 本人と任意後見の受任者となる人が一緒に公証役場で公正証書による任意後見契約を結びます。
- 公正証書の内容は、公証人からの依頼（嘱託）により、東京法務局に登録されます。
- 任意後見人に支払う報酬は、本人と任意後見受任者の話し合いによって結ばれた契約で決まります。

本人の  
判断能力低下



任意後見契約書作成にかかる費用

- 公正証書作成の基本手数料 …………… 11,000円
- 登記嘱託手数料 …………… 1,400円
- 登記所に納付する印紙代 …………… 2,600円
- 書留郵便料 …………… 約500円
- 用紙代 …………… 1枚250円×枚数

任意後見監督人  
選任の申立て

- 申立て権者=本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
- 任意後見制度を利用するために、本人の所在地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てます。



任意後見監督人選任の申立てにかかる費用

- 収入印紙 …………… 800円
- 登記手数料 …………… 1,400円
- 郵便切手 …………… 2,240円  
【300円×1枚、80円×10枚、10円×10枚、1,040円×1枚】
- その他 …… 診断書、戸籍謄本等（所定の金額）

任意後見開始

- 法定後見制度と同様に、調査、審問などの手続きが行われ、家庭裁判所が任意後見監督人を選びます。
- 任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。

終了

- 解除（正当な事由と家庭裁判所の許可が必要）
- 解任（不正な行為等が判明した場合）
- 死亡・破産（本人や任意後見人）など
- 法定後見の開始



## 成年後見人等ができること

- 金銭に関する支援（財産管理）
  - 預貯金や実印・銀行印の管理、金融機関との取引
  - 印鑑を扱うような契約行為
  - 不動産や権利書などの財産管理・保管・処分
  - 公共料金や税金などの日常生活の中での各種支払
- 生活に関する支援（身上監護）
  - 不動産など、本人の住居確保に関する契約や費用の支払い
  - 通院時の治療や処方せんなどの説明を受ける時の同席  
（ただし、治療行為や検査に関することの代理や同意はできません）
  - 介護サービスや施設に入所する時の契約、入所後の異議申立てなど
  - 年金や社会保険の手続き

## 成年後見人等ができないこと

- 本人の日用品の購入に対する同意・取消
- 事実行為（食事や排泄の介助、送迎、病院への付き添い等）
- 医療行為への同意
- 身元保証人・身元引受人・入院保証人等
- 居住する場所の指定  
（実際の入所に関して本人の同意を前提とし、強制はできない）

## 後見人の義務

後見人には、「ご本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」ことが法律で定められています。

後見人は「同意権」「取消権」「代理権」など、与えられた権限を適切に使ってご本人の生活を支えます。その役割を担っていくために以下の義務を果たす必要があります。

- ご本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行うこと
- 家庭裁判所又は後見監督人の指導や指示に従うこと
- 後見人として行った仕事や財産の管理状況について、家庭裁判所や後見監督人に適切な報告書を提出すること

# 新城市成年後見支援センターが行う業務内容

センターでは、成年後見制度を皆さんに知っていただき、また、多くの方に利用していただくため次のような業務を行います。



## そう だん むりよう 相談 (無料)



電話や窓口で、成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。

✿月曜日から金曜日（土・日・祝日および年末年始はお休みになります。）

✿午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



## こうほう けいはつ 広報・啓発



成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。



## ほうじんこうけん じゅにん 法人後見の受任



家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）を行います。

こんな業務も  
行っています

## にちじょうせいかつ じりつ し えん じぎょう 日常生活自立支援事業



成年後見制度の利用対象とならない程度の判断能力の方が、自立した地域生活をおくることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いなどを行います。

## お問い合わせ

社会福祉法人 新城市社会福祉協議会  
新城市成年後見支援センター

〒441-1363 愛知県新城市字東沖野20-12  
(しんしろ福祉会館内)

でんわ  
電話 (0536) 24-9811・23-5618(代表)  
FAX (0536) 23-5046

HPアドレス <http://www.shinshiroshakyo.or.jp>



案内図